

「ぐんまの道2026」広告掲載募集要領

(趣旨)

第1条 この要領は、群馬県（以下「県」という。）が発行する「ぐんまの道2026」に広告を掲載するにあたり、群馬県広告掲載要綱第7条に基づき、必要な事項を定めるものである。

(広告の規格等)

第2条 広告の規格等は次に掲げるとおりとする。

(1) 広告媒体

- 1) 名称 「ぐんまの道2026」
- 2) 規格 A0判、A4に折り込み、マットコート紙115kg
- 3) 内容 〔地図面〕群馬県道路地図をベースに主な道路事業や道の駅等を記載
〔記事面〕道路事業方針等を記載

(2) 広告の規格

広告枠（大）

- 1) 募集枠 2枠
- 2) 掲載位置 裏表紙
- 3) 記載サイズ 縦7.0cm×横17.5cm
- 4) 色数 4色

広告枠（小）

- 1) 募集枠 14枠
- 2) 掲載位置 表面折り込みの各頁（表紙と裏表紙を除く）
- 3) 記載サイズ 縦1.0cm×横25.0cm
- 4) 色数 黒色
- 5) その他 文字（記号等を含む）による広告とする。

(3) 発行部数

8,000部

(4) 配布期間

令和8年度当初から年度末まで（予定）

(5) 配布場所

県庁各課（県民センター含む）、各土木事務所、県内市町村、道の駅（群馬県内）、各都道府県ほか

(6) 配布方法

無償

(広告の募集)

第3条 募集方法等は次に掲げるとおりとする。

(1) 募集方法

（1）募集方法は、県ホームページ等により公募するものとする。

(2) 広告の掲載を希望するものは、「広告掲載申込書兼見積書」（様式第1号）に必要事項

を記入し、申し込むものとする。

〈提出先〉 〒371-8570

群馬県前橋市大手町1丁目1番1号

群馬県 県土整備部 都市計画課 道路交通計画室 交通連携係

- (3) 募集期日は、令和7年1月14日（金）から令和8年1月15日（木）必着とする。

(選定方法)

第4条 前条の規定による申込みがあった場合は、下記に定める広告審査会の審査を受け、見積金額の高い順に広告主を決定するものとする。

ただし、順位の優劣を判断することができないときは、抽選により決定する。

- 2 群馬県広告掲載要綱第3条第2項及び群馬県広告掲載基準第3条、第4条に該当する場合は不掲載とする。
- 3 前項の規定により広告主を決定したときは、広告主とした申込者については広告掲載決定通知書（様式第2号）、その他の申込者については広告不掲載決定通知書（様式第3号）により、それぞれ通知するものとする。

(広告審査会)

第5条 広告掲載の決定に係る審査を行うため、審査会を設置し、その事務局を都市計画課道路交通計画室交通連携係に置く。

- 2 審査会の委員長は都市計画課長を、委員は道路管理課長、道路整備課長、都市整備課長、道路管理課交通安全対策室長、都市計画課道路交通計画室長、都市整備課都市プロジェクト推進室長、そのほか委員長が必要と認める職にある者をもって充てる。
- 3 委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、都市計画課道路交通計画室長がその職務を代理する。

(会議)

第6条 審査会は、委員長が必要と認めたときに、招集する。

- 2 審査会の会議は、委員長がその議長となる。
- 3 審査会の会議は、委員の過半数の出席により成立する。
- 4 審査会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は委員長の決するところによる。
- 5 前項に定めるほか、委員長が必要と認めたときは、関係者に会議への出席を依頼し、説明を求めることができる。

(広告の掲載料)

第7条 広告の掲載料は、広告枠（大）1枠あたり30,000円（消費税10%含む。）以上、広告枠（小）は1枠あたり5,000円（消費税10%含む。）以上とする。

- 2 広告主は、広告の掲載料を、県が指定した日までに、県が発行する納入通知書により一括して前納する。
- 3 県は、予定数量を超えて、「ぐんまの道2026」を配布しても広告の掲載料の追加請求はしないものとする。

- 4 県は、「ぐんまの道2026」の配布量が予定数量に満たない場合でも広告の掲載料の返還はしないものとする。

(広告の掲載位置)

- 第8条 広告の掲載位置について、県が提示する箇所に広告を掲載するものとし、見積金額の高い広告主から、優先的に選択できるものとする。

(広告原稿の作成)

- 第9条 広告主は、広告原稿を県の指定する日までに、県の指定する様式で提出するものとする。

- 2 広告主は、広告原稿を電子データで提出するものとする。
- 3 前項の規定により作成する原稿に要する経費は、広告主が負担するものとする。
- 4 県は、提出された広告原稿の内容が群馬県広告掲載要綱第3条第2項及び群馬県広告掲載基準第4条に該当すると認められる場合は、広告主に対して修正を求めることが出来る。

(その他)

- 第10条 広告主は、この要領のほか群馬県広告掲載要綱及び群馬県広告掲載基準を遵守するものとする。

- 2 この要領に定めがない事項について疑義が生じた場合は、県と広告主双方が誠意を持って協議し、解決を図るものとする。

附則

この要領は、令和7年11月●日から施行する。

(参考) 広告掲載イメージ図

サイズ: A0版

表紙



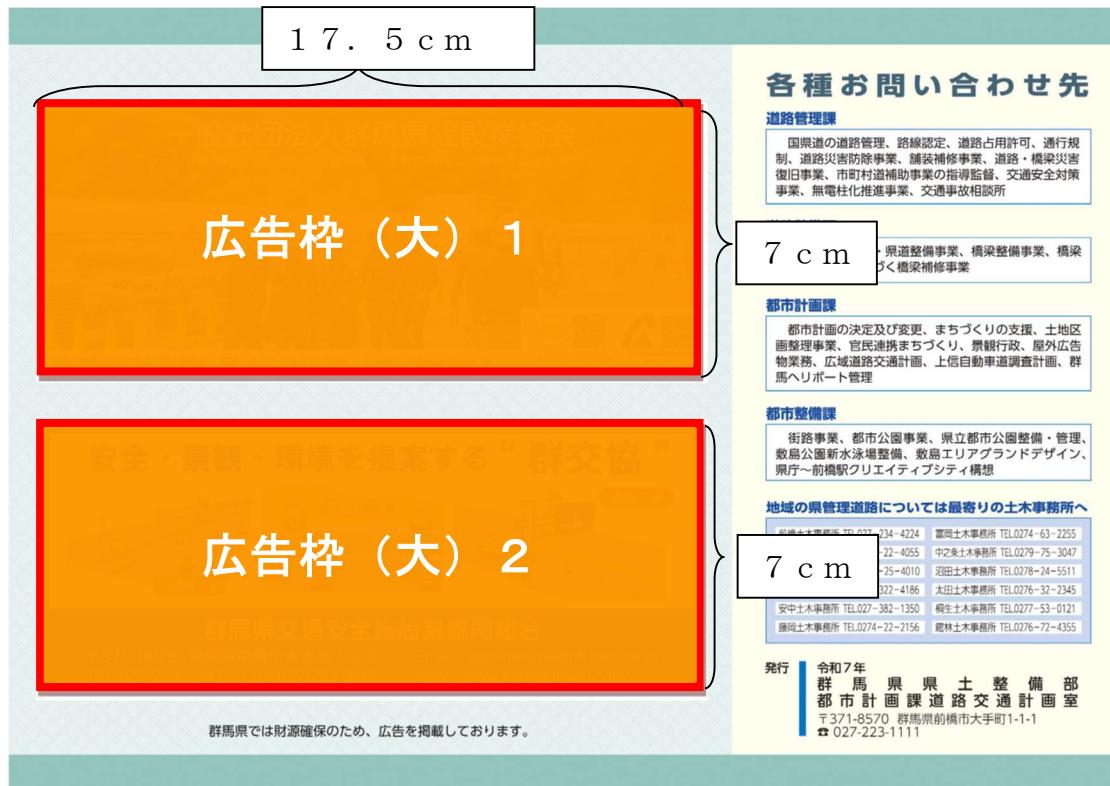
裏表紙

※イメージ図は「ぐんまの道 2025」の紙面なので、「ぐんまの道 2026」では変更となります。

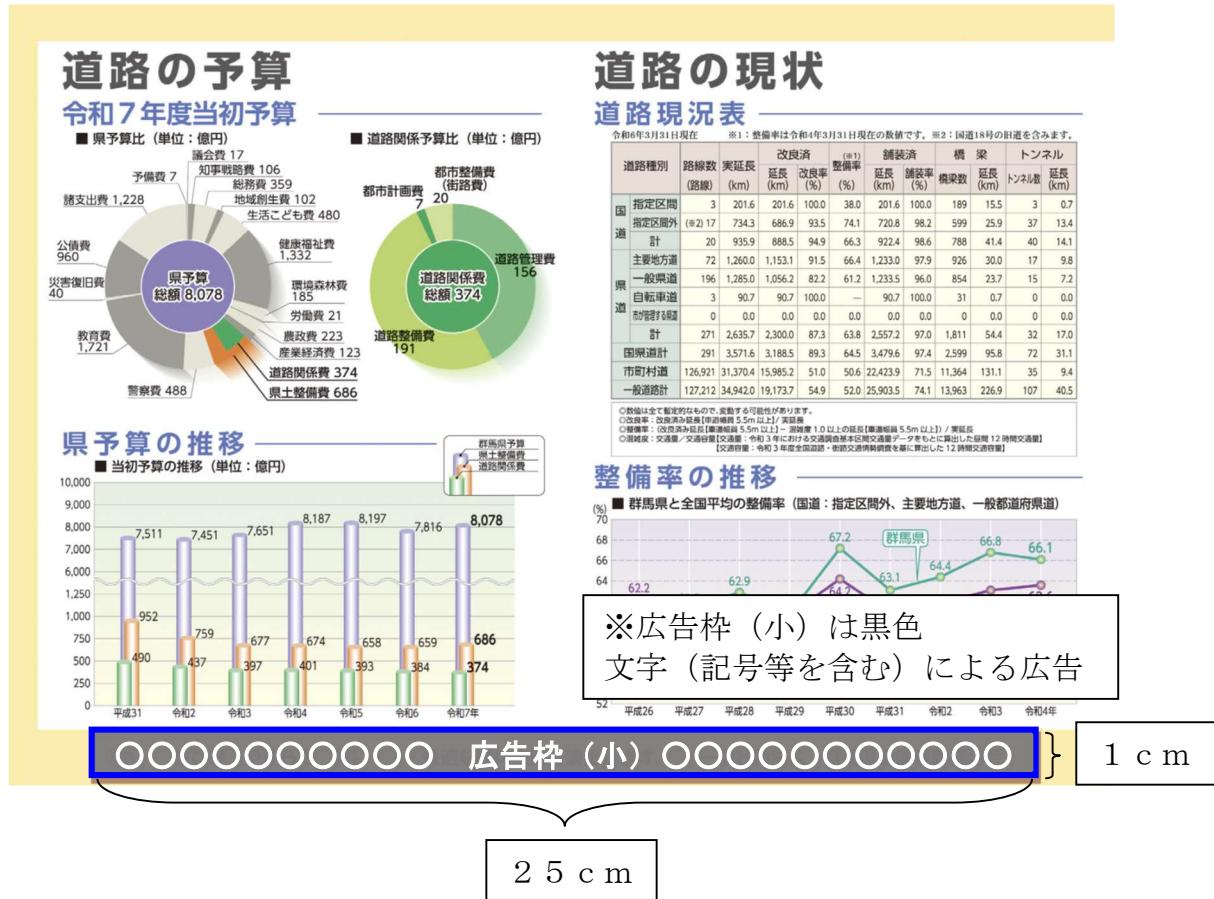
広告枠 (大) 掲載箇所 2 箇所

広告枠 (小) 掲載箇所 14 箇所

裏 表 紙 (A4 サイズ)



各頁 (表紙と裏表紙を除く) (A4 サイズ)



※紙面は「ぐんまの道2025」のもので、内容は変更になります。